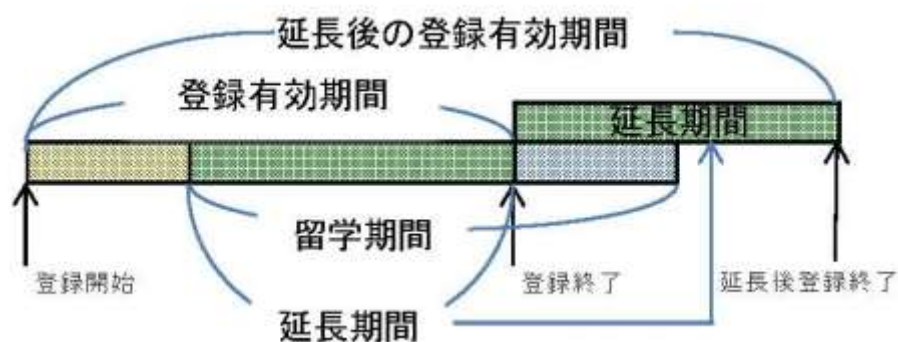


認定医登録者の海外留学における有効登録期間延長について

登録有効期限を超えて海外留学をされる場合の規則の適用について、規則（以下の説明および下図1）の通りとさせていただきますので、海外留学による有効期間の延長を希望される場合にはご注意くださいようお願いいたします。

<例>

登録有効期限（登録終了日）を超えて、海外留学をする場合には、実際の海外留学期間ではなく、登録有効期間内の海外留学期間（登録有効期間と海外留学期間が重複した期間）を延長期間として適用する。



なお、更新手続きにつきましては、延長後の登録有効期限の3ヶ月前までに、更新申請を完了するようお願いいたします（更新申請書類の発送は簡易書留等、配達記録が残る方法をご選択ください）。

以上